

特定非営利活動法人ユナイテッドかながわ

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 ユナイテッドかながわ

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を神奈川県大和市に置く。

(目 的)

第3条 本法人は、地域助け合い、相互扶助、仲間を大切に、自然災害被災地への支援活動を行いながら、地域連携、防災力、受援力の向上を目指し、技術力や県内外の情報の有効活用を行い、当法人の発展と被災地への支援活動、地域防災、人材育成、児童支援などに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 災害救援活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 自然災害への救援、復旧、復興、再興などの支援事業
- (2) 地域社会教育の推進を図る事業
- (3) 子ども達の健全育成事業
- (4) 地域連携と地域まちづくりの推進を図る事業

- (5) 自然災害被災地の環境破壊を地域と共に地域環境の保全に努める事業
- (6) 災害時などの情報化を図る事業
- (7) その他目的を達成するため上記活動に関連した一切の事業

第 2 章 会 員

(種 類)

第6条 本法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会する個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会および会費)

第7条 本法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表に提出するものとする。

- 2 代表理事は第3条に定める本法人の目的に賛同し、本法人の活動および事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承認する。
- 3 本法人の会員になった者は、別に定める年会費を払わなければならない。

(退会・会員の資格の喪失)

第8条 会員は別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員が次のいずれかに該当する時は、その資格を喪失する。
 - (1) 本人が死亡し、または会員である団体が解散したとき
 - (2) 会費を一年間以上滞納したとき

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決をもってこれを除名することができる。

- (1) 法令、本法人の定款または規則に違反したとき
 - (2) 本法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第 3 章 役 員

(役員の種類および定数)

第 1 1 条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事は 3 人以上 1 0 人以内
- (2) 監事は 1 人以上 2 人以内
- 2 理事のうち、1 人を代表理事とし、若干名を副代表理事とすることができる。

(選 任等)

第 1 2 条 理事および監事は総会において正会員（団体にあつてはその代表者）のうちから選任する。

- 2 代表理事、副代表理事は理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事または本法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第 1 3 条 代表理事は、本法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき本法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況または本法人の財産の状況について理事に意見を述べること。

(任 期等)

第 1 4 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第 1 1 条第 1 項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解 任)

第15条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報 酬等)

第16条 役員の報酬に関しては、理事会で定めるものとする。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えないこととする。

第 4 章 総 会

(種 別)

第17条 本法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種類とする。

(構 成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(機 能)

第19条 総会は、本法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算に関する事項
- (2) 事業報告および決算に関する事項
- (3) 役員の選任及び解任、職務
- (4) 定款の変更
- (5) 合併
- (6) 解散
- (7) 解散した場合の残余財産の処分
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開 催)

第20条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合
- (2) 正会員の4分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があった場合

(招 集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時および場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面または電磁的方法をもって、開会日の5日前までに招集通知を発信して行わなければならない。

3 前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、代表理事は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、代表理事がこの請求のときから1ヶ月以内に会議を招集しないときは、招集を請求した者が、会議を招集することができる。

(議 長)

第22条 総会の議長は、出席した理事のうちから代表理事が指名する。ただし、第20条第2項第3号の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第23条 総会は、正会員の過半数以上の出席がなければ議決することはできない。

(議 決)

第24条 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会において、第21条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(表決権等)

第25条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面または電磁的記録を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する正会員は、第23条および前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長および出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録の書記2名が署名し、これを保存しなければならない。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(機能)

第28条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 役員報酬額等の決定に関する事項
- (4) 年会費の額
- (5) 資産の管理
- (6) その他、運営に関する事項

(開催)

第29条 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めた場合
- (2) 代表理事または理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があった場合

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することができない。

(議 決)

第33条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

2 理事会において、第30条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(表決権等)

第34条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面、電磁的方法または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面または電磁的記録を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する理事は、第32条および前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第35条 議長は、理事会の議事について議事録を作成し、議長および出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録の書記1名が署名し、これを保存しなければならない。

第 6 章 資産および会計

(資産の構成)

第36条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第37条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第38条 本法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第39条 本法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

(1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

(2) 活動計算書、貸借対照表および財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績および財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

(3) 採用する会計処理の基準および手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第40条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る会計の1種とする。

(事業年度)

第41条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第42条 本法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事会が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

2 第1項に規定した総会の議決を得た事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関しては、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

(事業報告および決算)

第44条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支予算書等の決算に関する書類は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を経なければならない。

2 前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、正会員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地およびその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第46条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人になる。

(残余財産の帰属先)

第47条 本法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に寄付するものとする。

(公告の方法)

第48条 本法人の公告は、本法人の事務所の前に掲示するとともに官報に掲載して行う。

2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、本法人のホームページに掲載して行う。

第8章 事務局

(事務局の設置等)

第49条 本法人に、本法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局は、事務局長1名および職員を置く。

3 事務局長および職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第9章 雑則

(実施細則)

第50条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

1 この定款は、本法人が法人として成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。

2 本法人の設立当初の会費の額は、第7条の規定にかかわらず、次の額とする。

(1) 会費 5,000円

(2) 入会金 2,000円

3 本法人の設立当初の役員は、第10条第1項および2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。その任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、設立日から平成12年6月30日までとする。

代表理事 高松 清美

副代表理事 中川 隆

理 事	齊 藤 恒 樹
理 事	松 井 正 幸
理 事	大 尾 美 登 里
理 事	由 衛 英 樹
監 事	山 田 清
監 事	大 手 恭 子

4 本法人の設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、設立日から平成12年3月31日までとする。

5 本法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第38条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。

附 則

この定款は、平成13年6月5日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年10月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年9月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年8月9日から施行する。

附 則

定款変更

第11条2 理事のうち、1人を代表とし、若干名を副代表とすることができる。

第44条 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

この定款は平成28年6月11日から施行する。

附 則

定款変更

名称変更

この定款は、令和3年9月13日から施行する

この定款は当法人の定款に相違ない

特定非営利活動法人

ユナイテッドかながわ

代表理事 市原 信行